入浴時の事故　事例

● 特養で入浴介護中に死亡事故　介護士の独断が原因か

東京都東大和市の特別養護老人ホーム「さくら苑」で、介護士の男性職員が寝たきりの女性を入浴介護中に誤って落下させ、女性は翌日未明に死亡したことがわかった。現在、東大和署が、業務上過失致死の 疑いで男性職員などから事情を聴いている。

 介護士は女性を機械浴での介護中、ストレッチャーからベッドに移すために抱えようとした際、誤って床に落とした。被害女性が亡くなっているニュースです。

 事故の原因については、本来であれば複数で行うべき入浴介助を、単独で行っていたことが大きい。

● 入浴可能な血圧、体温、脈拍などが不適当だったために肺炎に

介護サービスのヘルパーさんが、自宅入浴介護した利用者（女性86歳、末期癌患者）が、夕方から発熱し、2週間後に肺炎で死亡しました。医師によると、入浴可能な血圧・脈拍・体温などの条件をわずかに満たしていなかった事が原因だった。

● スタッフの不注意によりシャワーチェアから転落

介護老人保健施設にて、職員が利用者（女性83歳）の入浴介護中に、職員の不注意により、利用者がシャワーチェアーから転落し、左大腿骨頚部骨折等の傷害を負う事故。

● 浴槽からベッドへ移動させる時に骨折

訪問入浴介助後、浴槽からベッドに移動させようとしたところ、誤って利用者の右ひざをベッドにぶつけてしまいました。これにより、利用者は右膝を骨折する大怪我を負っています。移動時はまわりの物の配置などを確認、把握し他の場所に移動。

◎ 入浴中の急死が増えている

厚生労働省の人口動態統計によると、2010年の家庭内での不慮の事故死は、約14000件あり、その中で浴槽内での溺死は約4000件で家庭内での事故の30％を締めています。

また、浴槽内の溺死者の9割は65歳以上の高齢者となっているのが現状であり、転倒・転落、誤嚥・窒息よりも割合が高くなっています。

さらに、家庭での入浴中の溺死者は平成26に4866人おり、10年前と比較して1.7倍程度増加したことが、統計で明確になっています。

解　説

 上記の事故事例を見ていると、職員の不注意によるところも大きいという事がわかります。実際に浴槽に入れている時は平気であっても、移動させる時や、抱き抱える時などに、事故リスクが高まる場合もあります。職員はもっと入浴中のリスクマネジメントに心掛け、意識を高める必要があります。ちょっとした入浴介助が、利用者の死亡を招くなど、うっかりしていたでは済まされない結果となるのを避けるためにも、入浴介護をする時でも、緊張感を持ち、細心の注意を払って介助していかなければなりません。